

大阪府みどりの基金 生物多様性保全基金

ご寄附
募集中

大阪府では、府内の生物多様性保全のため、「生物多様性保全基金」を設置し、本基金を活用した生物多様性保全の取組を進めています。
府内の生物多様性保全推進のため、皆様からの温かいご寄附をお待ちしております。

1. 生物多様性とは？

- 「生物多様性」とは、多様な生き物の豊かな個性とつながりを示す概念であり、その恵みは「食い倒れ」の街・大阪の豊かな食文化を支えるなど、暮らしに欠かせません。
- しかし、持続可能な開発目標(SDGs)※の達成に向けて、生物多様性の損失は気候危機と並ぶ世界的な課題となっています。
- 大阪は、小さな面積ながらも森・里・川・海の多様な自然環境と生き物が存在しており、大阪府では、府内の生物多様性の保全に取り組んでいます。

(参考) 大阪に生息する多様な野生動植物種
～大阪には8,700種以上の生き物が生息しています～



(写真提供:(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所、(公財)大阪みどりのトラスト協会)

2. 生物多様性保全基金の活用実績

- 府内における野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・創出や、自然環境教育の推進などに活用しています。
- 今後も、基金活用事業の充実を図っていきます。

活用事例① 岬町多奈川多目的公園内のビオトープで自然観察イベント等を開催しています。



ビオトープにおけるイベントの様子



活用事例② 府民の皆様にも生物多様性について知っていただくための事業に活用しています。



生物多様性普及啓発ツール



生物多様性普及啓発イベントの様子

3. ご寄附のお申し込みについて

- 郵送もしくは電子申請によりお申し込みいただけます。
- 詳しくは、下記「お問い合わせ先」HPをご覧ください。
- 10万円以上の寄附者には、大阪府からの感謝状を贈呈します。
- 50万円以上のご寄附に関しましては合同感謝状贈呈式にて、100万円以上ご寄附いただいた個人、1000万円以上ご寄附いただいた団体に関しましては、ご希望に応じて個別に、大阪府知事より感謝状を贈呈いたします。

税制上の特典について

- ・法人のご寄附は、寄附金相当額が損金扱いになります。
- ・個人からのご寄附は、個人住民税及び所得税の寄附金控除が受けられます。
- ・相続した財産を申告期限内までに寄附された場合は、寄附金相当額に対する相続税は非課税となります。

お問い合わせ先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎22階
大阪府環境農林水産部みどり推進室 みどり企画課 総務・自然環境グループ
電話番号：06-6210-9555
E-mail：midorikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp



HPIはこちら

※国連では、2030年までの国際目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が2015年9月に策定されました。
本基金は、SDGsに掲げる17のゴールのうち主に右記のゴールの達成に寄与するものです。
大阪府では、「SDGs未来都市」として、SDGsの推進を図ってまいります。

